

イメージ

2021.12.17 時点

第 6 次

尼崎市
総合計画

3. “ありたいまち”とまちづくりの進め方

ありたいまち

まちに望む姿は人それぞれ異なります。だから、本市が目指すまちの姿は、市民・事業者、それぞれが「こうありたい」と思う姿としています。

ひと咲き まち咲き あまがさき

「ひと咲き まち咲き あまがさき」を構成する5つのありたいようす

『みなぎる。つながる。わたしたちのチカラ』 (シチズンシップ・シビックプライド)

なりたい自分に向けたまっかかけにあふれている尼崎。
わたしたちが変わればまちが変わる。わたしたちのチカラは、きっとまちを動かす大きな力になる

『ほっとかない だれも なにも』 (社会的包摂・多様性)

さまざまなひとを受け入れてきた尼崎。
その懐の深さといひ意味でのお節介なこのまちは、きっとありのままの自分でいられる場所になる

『きり拓く。ひと、しごと』 (産業・活力)

産業のまちとして発展してきた尼崎。
このまちが持つ創り出すチカラ、そしてそれを生かすひとのチカラで、まちが、ひとが、もっと元気に

『たかまる。便利でご機嫌な暮らし』 (利便性・都市インフラの充実)

都市機能が充実し、便利で快適な生活ができる尼崎。
このまちでのくらしは、人生がもっと楽しくなる

『ひろげる。一歩先の選択肢』 (持続可能性)

たくさんの課題に向き合ってきた尼崎。
このまちが歩む持続可能なまちづくりは、きっと未来につながっている

あまがさきの個性や、魅力があふれるまちの姿

尼崎らしさ、過去から受け継がれてきたもの、現状や将来課題を踏まえ、市民とのワークショップなどの意見を集約

ありたい未来の姿



まちづくりの進め方

ありたいまちの実現には、まちづくりに関わるすべての人が役割を分担しつつ、力を出し合い、まちの課題を解決するとともに、まちの魅力を高めていくという「自治」によるまちづくりが重要です。

(1) 市民とともに進めるまちづくり

「ありたいまち」の実現に向けて、「自治」のまちづくりを進めるためにみんなで共有する大切にしてほしい4つのルールを示します。

- **情報共有** 必要な人が必要な時に必要な情報を得られるよう**共有化**を進めます。
- **シチズンシップ** 身近な地域や社会について知り、**学び**、それをきっかけとして**まちへの関心やシチズンシップ**を高めます。
- **協働** 地域課題や社会的課題を解決していくために、個人や団体にかかわらず、それぞれが持つ**力を出し合い**協力します。
- **対話** **対話**を重ね、互いに暮らしやすい地域づくりをしていけるよう、また、それぞれの持つ力がまちに生きるよう、**合意**に向けて努力を積み重ねます。

自治のまちづくりを推進

市民・事業者が最大限の力を発揮できるよう、自治を支援

(2) 行政の責務

- **協働** 開かれた市政運営を推進し、**参画**と**協働**を推進します。
- **人材育成**
・**組織体制** 職員の**資質向上**と**柔軟な組織**体制を確立します。
- **行財政** 市民生活を支えるための**行財政基盤**の**確立**をめざします。

セーフティネットとしての責務

尼崎の受け継がれてきたDNA



まちづくり基本計画

計画期間

令和 5 年度 ▶▶▶ 令和 9 年度
(2023) (2027)

1. ありたいまちの実現に向けたまちづくり基本計画

まちづくり基本計画は、市民の想いが詰まったありたいまち「ひと咲き まち咲き あまがさき」の実現に向けて、まちづくり構想に示す「まちづくりの進め方」や「まちづくりの方向性」を踏まえ、施策や行財政運営などの今後のまちづくりの取組方針を示す本市の最上位の行政計画です。

2. 分野ごとの力を最大化し、その連携を意識したまちづくり

まちの課題が複雑化・多様化するなか、「ありたいまち」の実現に向けては、組織や分野ごとの専門性を高めながらも「つながり」や「広がり」を意識し、また、状況に応じた調整・修正を行いながら、柔軟にまちづくりを進めることが重要と考えています。

本市ではまちづくりの指針となる総合計画にもとづくまちづくりを進めていますが、その推進に当たっては内部評価と外部評価を組み合わせた市独自の PDCA サイクルによりたゆみなく改善を実施し、また、その年度ごとの改善経過をわかりやすくまちづくりの各主体と共有する取組を進めています（P74「計画の推進」参照）。

また、総合計画は分野別計画の基礎となり、それらを横断的に束ねています。そのため、施策間・計画間の連携を強化、促進に向けては、総合計画と分野別計画の整合を図ることが重要であり、各分野別計画を所掌する審議会等が市の取組の方向性や各分野の隣接領域の状況を共有できるよう、市と各審議会等の代表者による「施策間連携サミット」を実施するなどにより、連携の取組を進めています。

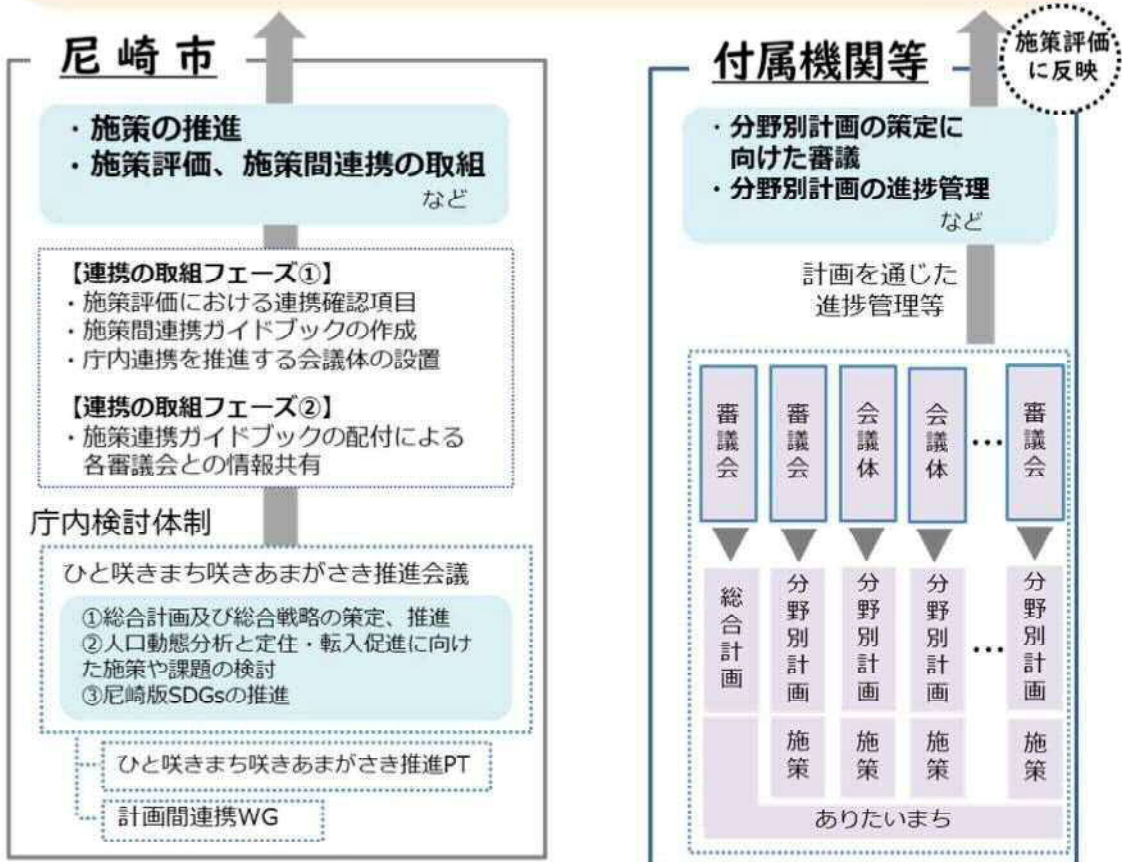
そのほか、連携強化の視点では、市内だけでなく外郭団体を加えての施策評価における連携確認、尼崎版 SDGs の発行など SDGs を視点とした連携意識の醸成に加え、NATS をはじめとした都市間連携の取組など、さまざまな視点において連携促進の取組を進めており、引き続き、さらなる連携を意識した取組を推進します。

《施策間連携の取組イメージ》

尼崎市総合計画 を羅針盤としたまちづくり

- ・本市の目指す将来像「ありたいまち（ひと咲きまち咲きあまがさき）」と「まちづくりの進め方」
- ・ありたいまちの実現に向けた分野ごとの取組の方向性が「施策」
- ・各施策の推進により、「ありたいまち」を実現

まちづくりのPDCAサイクル



【連携の取組③】



市と審議会、審議会間の総合的かつ横断的な
情報共有・意見交換の場として、

**施策間連携の推進に向けた
審議会等代表者による懇談会
「施策間連携サミット」**

を開催。

(内容)

- ・市の目指す方向性の共有
- ・市のまちづくりにおける各施策の役割、機能、位置づけ等の把握
- ・各施策でさらに連携が必要となる施策の把握及び連携強化手法の検討

3. まちづくりの総合指標

(1) 計画全体の進捗を測るための総合指標の設定

「ありたいまち」の実現に向けてまちづくりを進めるに当たっては、その目標や方向性を明確にするとともに、それらをまちづくりの多様な主体と共有し、取組を絶えず振り返りながら進めていくことが重要です。本計画では各施策の進捗を測る指標だけでなく、まちづくり基本計画全体の進捗を総合的に測る「まちづくりの総合指標」を設定します。

(2) 客観・主観を組み合わせた3つの「まちづくりの総合指標」

まちづくりの進捗を俯瞰的に把握するため、次の3つの視点をもとに総合指標を設定しました。

【視点①】 将来にわたり持続的なまちの活力を測る“人口”の視点

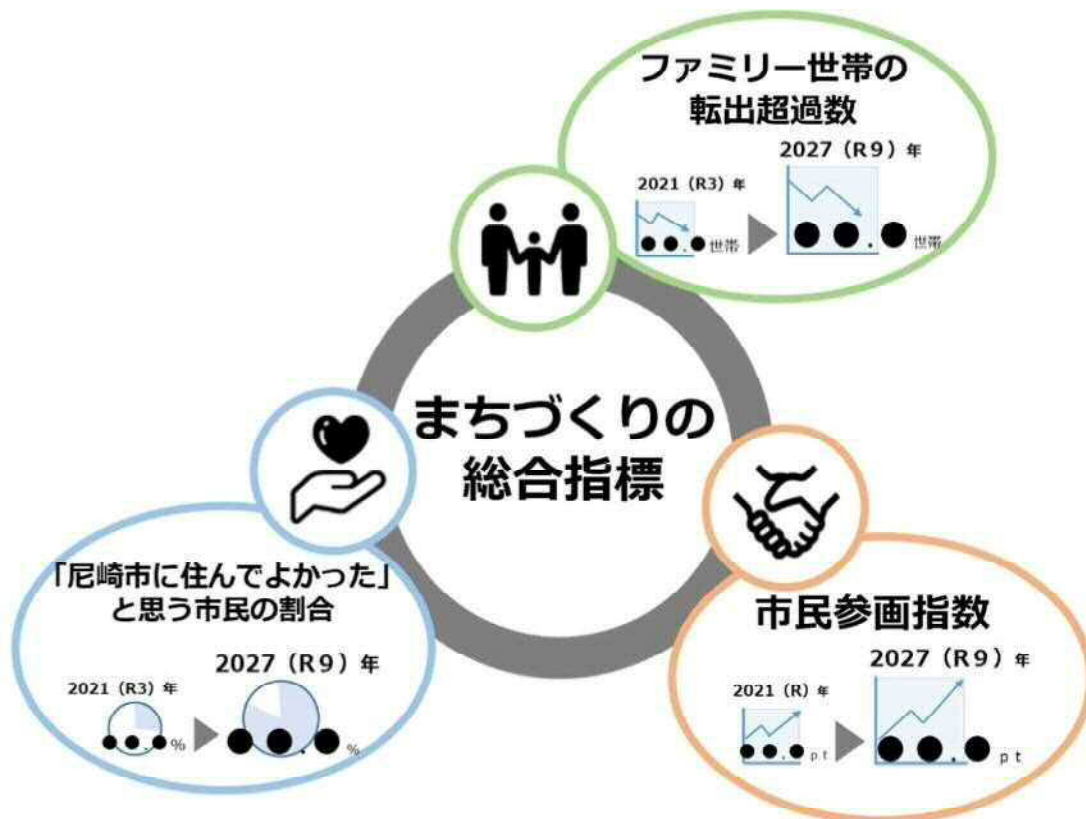
指標 → ファミリー世帯の転出超過数

【視点②】 活動の場の創出など、まちの魅力を測る“まちへの愛着”の視点

指標 → 市民参画指数

【視点③】 居住地としての本市の評価を測る“市民の実感”の視点

指標 → 「尼崎市に住んで良かった」と思う市民の割合

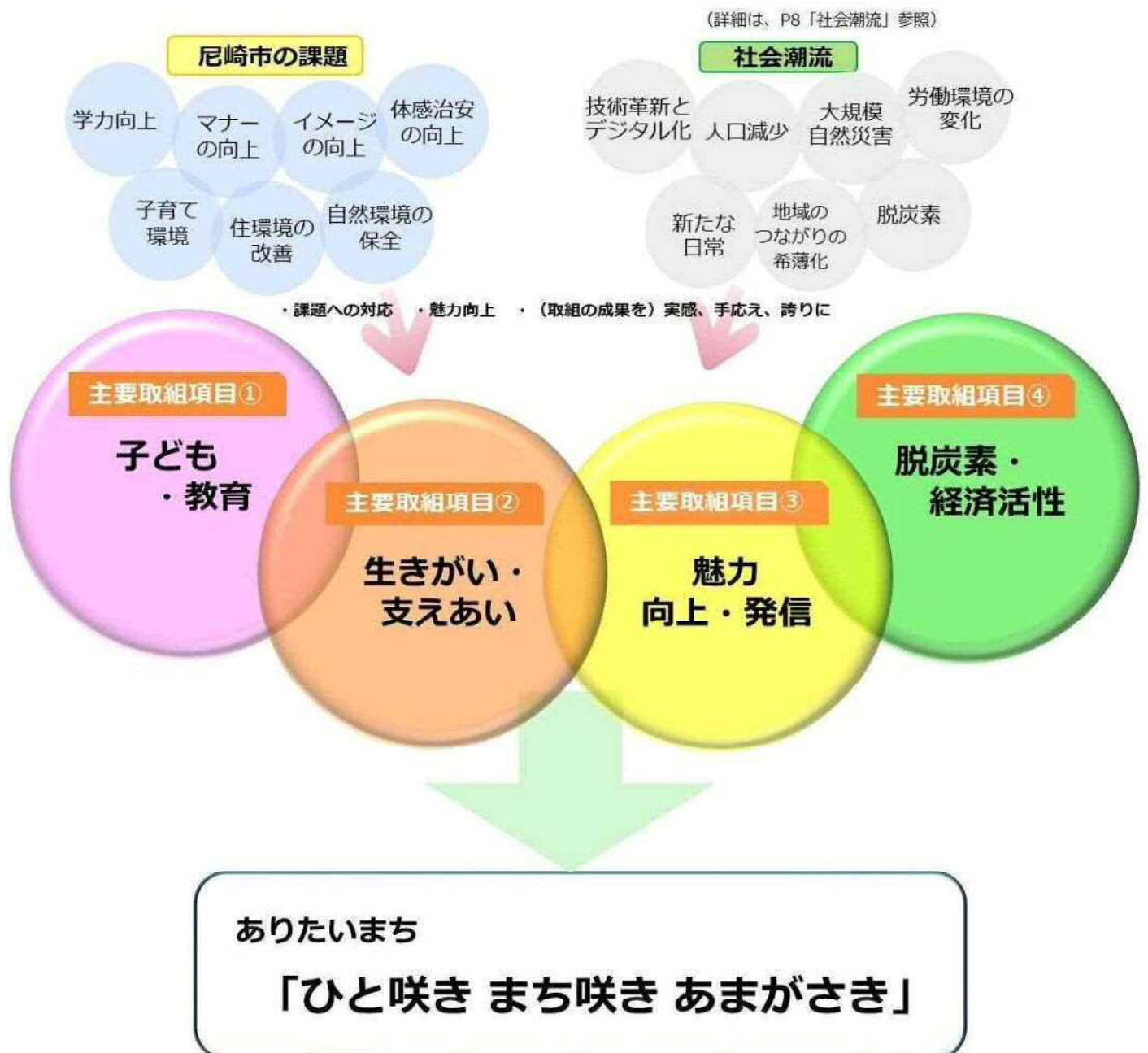


4. 主要取組項目

「ひと咲きまち咲きあまがさき」の実現に向けて、計画期間中に重点的、分野横断的に取り組んでいく項目を、主要取組項目として4つの項目にまとめました。

これらの項目は、これまで実施してきた施策評価における成果と課題の蓄積や、今後の社会潮流を踏まえるなかで抽出した項目であり、これらを推進することでまちの課題への対応とともに、さらなる魅力の向上に取り組み、それを市民・事業者・行政の実感と手応え、誇りにつなげていきます。

また、この4つの視点については、総合計画のアクションプランである尼崎版総合戦略の政策分野と整合を図り、一体的な推進を図ります。



主要取組項目②

生きがい・支えあい



◆地域共生社会の実現に向けた環境づくり

地域で世代や分野を超えてつながり、安全・安心を実感し、支えあえる社会の実現に向け、複雑・複合的な課題を抱える人への重層的支援の推進や、障害のある人、高齢者、外国人、女性など誰もが尊重され、活躍できる環境づくりに取り組みます。また、近年、頻発している大規模な自然災害などに備え、地域防災力の向上に取り組んでいきます。

◆健康でいきいきと暮らすことができる地域づくり

平均寿命が延伸するなか、生涯を通して健康でいきいきと暮らすことができるよう、自身の健康に対する意識を高めるとともに、それを気軽に行動に移せる環境づくりが重要です。

そのため、より若い世代から望ましい生活習慣を獲得し、市民の健康寿命延伸に向け、ヘルスアップ尼崎戦略によるライフステージに応じた健康づくりへの支援の充実を図ります。

〈指標〉

◆安全で安心して暮らせるまちだと感じる市民の割合

現状値(令和3年)

●●%

目標値(令和9年)

●●%

◆健康寿命の延伸

現状値(令和3年)

男性 △1.57歳
女性 △3.59歳
(令和元年度実績)

目標値(令和9年)

男性 ●歳
女性 ●歳

5. 施策体系

まちづくりのさまざまな分野ごとに課題と計画期間における取組の方向性として、13の施策と41の展開方向を設定し、「ありたいまち」の実現に向けた取組を展開します。

«ありたいまちと施策体系»



展開方向

- (1) 学びと活動の循環・地域コミュニティの醸成
- (2) まちの魅力を高める文化芸術活動の推進
- (3) 歴史遺産の継承と学びの充実
- (4) スポーツに親しむ機会の充実

- (1) 地域における人権尊重の取組の推進
- (2) 人権に関する相談体制と支援の充実
- (3) 学校園等における人権教育の推進
- (4) 市職員・教職員等への人権教育の推進

- (1) 確かな学力の保証と健やかな体づくり
- (2) 個に寄り添った教育の推進
- (3) 他者とつながる学校園づくり
- (4) 良好な教育環境の確保

- (1) 安全に安心して産み育てることができる環境づくり
- (2) 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり
- (3) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり
- (4) 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

- (1) 地域福祉活動の担い手の育成・多様な主体の参画と協働の促進
- (2) 包括的・総合的な支援の推進

- (1) 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり
- (2) 生きがいをもって自分らしく暮らすことができる環境づくり
- (3) 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり

- (1) 介護予防の取組や認知症施策の推進
- (2) 高齢者の社会参加の促進や介護サービスの基盤づくり

- (1) 生活習慣病予防対策（ライフステージに応じた健康づくりへの支援）
- (2) 地域や団体等と取り組む健康づくり（ライフステージに応じた健康づくりへの支援）
- (3) 健康で安全・安心な暮らしを確保するための体制の充実

- (1) 防犯、交通安全、消費生活での安心感の醸成
- (2) 自転車のまちづくりの推進
- (3) ルール遵守やマナー向上

- (1) 消防力の充実
- (2) 地域防災力の向上

- (1) 地域経済の活性化や循環の促進
- (2) 起業・イノベーションの促進
- (3) 雇用就労の充実
- (4) 観光振興による地域経済の活性化と魅力向上

- (1) 脱炭素社会の形成
- (2) 循環型社会の形成
- (3) 環境の保全

- (1) エリアブランディングの推進
- (2) 豊かな住生活の実現
- (3) 良好な都市環境の整備

6. 施策別の取組（各論）

「ありたいまち」の実現に向け、各施策の取組の方向性を示しています。施策ごとに「施策目標」、「現状と課題」、「施策の展開方向と主な取組内容」と「施策の進捗を測る代表指標」について記載をしています。

1 施策目標

各施策における具体的なめざす姿や方向性などについて記載しています。

各論の構成（施策の見方）

地域コミュニティ・学び



1 施策目標

まちに関わる全ての人々が、ともに学び、考え、お互いの力を出し合う自治のまちづくりを推進することで、まちへの愛着を深め、魅力あふれるまちをめざします

2 現状と課題

現状（成果）

推進
（令和2年）10月にまちづくりのルールである「まちづくり条例」を制定しました。

まちとシビックプライドの醸成

またあたっては、一人ひとりが当事者として関わっていくというシチズンシップ（※1）の向上と、地域に対して誇りと愛着を持つシビックプライド（※2）の醸成が重要であるという認識のもと、まちの魅力向上、課題解決に向けて様々な取組を推進してきました。

● 地域振興体制の再構築

自治のまちづくり条例の理念に基づき、小学校区に1人の地域担当職員を配置し、地域資源（※3）情報を分野やエリアごとに検索できるサイト「あましまあ」なども運用しながら多様な主体同士の関係づくりや地域発意の課題解決、魅力向上に向けた取組を推進しています。

● 学びと活動の拠点整備

「市民の交流・学習」、「子どもの育ち」、「教員職員の人材育成」が有機的に連携した「あまがさき・ひと咲きプラザ」を整備するとともに、公民館と地区会館を学びと活動を支えるための施設として市内12か所の生涯学習プラザを整備し、学びの機会の充実や活動の創出などに取り組んでいます。

● 地域資源を活かした文化振興

本市では「尼崎市文化ビジョン」を策定し、過去から受け継がれてきた伝統的な祭りや行事、本市ゆかりの文化人など様々な地域資源を活かし、まちの魅力と活力の向上に向けた文化振興に取り組んでいます。

● 歴史博物館の開館

令和2年（2020年）10月に文化財収蔵庫と地域研究史料館の機能を併せ持つ歴史博物館を開館しました。歴史博物館は、豊かな歴史や文化を理解し、未来を展望する学びの場として歴史遺産を後世に伝える役割を持ちます。

● 「スポーツのまち尼崎」に向けて

本市では市制施行80周年（1996年）に「スポーツのまち尼崎」を掲げており、令和2年（2020年）に策定した「尼崎市スポーツ推進計画」に基づき、生涯スポーツの推進と、競技力の向上に取り組んでいます。

主な課題

◆ 地域コミュニティの醸成に向けた取組

地域における人と人とのつながりが希薄化する一方で、インターネットやSNSの普及により人々のライフスタイルが多様化しています。そういった状況において、地域発意や共感、相互理解が広がり、地域におけるつながりの大切さを再認識していくことが課題です。



◆ まちに学びをまきおこす

地域の魅力向上、課題解決に向け、自発的な学びが大切であることから、これまで「みんなの尼崎大学」など学びの環境づくりを行ってきましたが、今後も行政として地域の学びのプラットフォーム機能の充実・強化が求められます。

◆ 文化・歴史・スポーツに触れる機会の増加

文化・歴史・スポーツの発展のためには、「見る」「する」「支える」という視点を踏まえ、誰もがこれらに触れる機会を十分に確保し、学びや活動を支える環境づくりを行い、地域資源としての魅力を創出し、高める必要があります。また、施設の維持管理や運営体制の充実が課題です。

◆ 博物館・図書館・公文書館機能の有機的な連携

文化的な情報資源の収集・蓄積・提供という共通の役割を担う、公文書館の機能を有する歴史博物館と図書館はより使いやすく親しみやすい施設となるために有機的な連携が課題です。



2 現状と課題

施策ごとに本市の現状と課題を記載しています。

主な関連計画

本市が策定している分野別の計画等について、この施策に関連する主なものをまとめています。計画期間については、令和3年12月1日現在の内容です。

施策間連携 (SDGs)

当該施策に対応するSDGsのゴールを記載しています。関連が深いアイコンを大きく表示しています。本市では総合計画の推進を図ることでSDGsの達成をめざしています。



3 施策の展開方向

(1) 学びと活動の循環・地域コミュニティの醸成

- ① 多様な主体による地域発意の取組や地域コミュニティの活性化を促進し、まちづくり
- ② まちのいたる所で展開される学びと活動を通して地域への愛着を醸成し、まちづくり
- ③ 生涯学習を支援し、学びの成果を活かした学校教育と社会教育の連携の推進
- ④ 利用者及び市民の学習活動の支援機能、交流機能を備えた図書館づくり

(2) まちの魅力を高める文化芸術活動の推進

- ① 若い人の夢とチャレンジの応援
- ② 育まれてきた歴史・伝統・文化の継承・発展
- ③ 市民の芸術体験を支える取組

(3) 歴史遺産の継承と学びの充実

- ① 尼崎の歴史に触れ学ぶ機会の拡充と魅力の発信
- ② 歴史遺産を守り、活用しながら継承していく取組
- ③ 地域の歴史を学び、活動する市民を支える取組

(4) スポーツに親しむ機会の充実

- ① ライフステージ（※4）や体力等に応じた生涯スポーツの推進
- ② 各種スポーツ大会・イベントを通じた競技スポーツの推進

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 地域活動（※5）に参加している市民の割合



II 「講座等に参加して学んだことを地域や社会のために活かしたい」と感じた参加者の割合



3 施策の展開方向

「ありたいまち」につながる「施策目標」の実現に向けた取組の方向性と取組内容を記載しています。

4 施策の進捗状況を測る代表指標

施策の進捗状況を測るために「代表指標」を設定しています。毎年度実施している「施策評価」において、代表指標を中心に施策の進捗について確認し、振り返りを行います。

ここでの「市民意識調査」は、「まちづくりに関する意識調査(令和4年2月)」です。

策定時の値：令和3年度
目標値：令和9年度

1 施策目標

誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会をめざします

2 現状と課題

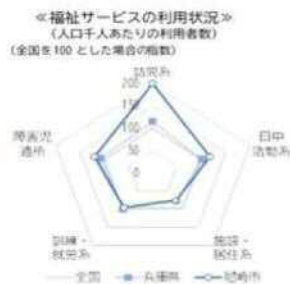
現状（成果）

● 地域生活を支えるサービスの充実と適正化

本市の福祉サービスの利用は、周知が進んだこともあり増加しています。特に訪問系のサービスについては全国や兵庫県の水準と比べても充実しており、障害のある方の地域生活を支えています。なお、サービスの提供に当たっては、利用計画の作成やガイドラインの運用等を通じ、その適正化を進めています。



「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」



● グループホームの整備

障害者施策に関する法制度が整備されるなか、多様なニーズに対応したさまざまなサービスが追加されています。本市においても、それらへの対応やグループホームの整備を進めることで、障害のある人の地域での自立生活を支援しています。

● 就労や活動機会の創出による社会参加への支援

障害のある人や支援者等と一緒に、地域交流の場となる「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」や障害者就労施設の製品の販売会(尼うえるフェア等)を開催するなど、障害のある人の地域活動と社会参加を支援しています。

● 地域生活の支援体制とネットワークの構築

相談支援体制を充実するなど、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点)やそれら支援機関によるネットワークづくりを進めています。

● 当事者とともに進める障害者施策

本市の障害者施策については、障害のある人との話し合いやアンケートを行い、日常生活やサービス利用の状況、障害やからだのこと、日々の困りごと等について、丁寧に意見を聞きながら、その取組を進めています。

主な課題

◆ 重度化・高齢化への対応

地域での自立生活の支援に向けて、その住まいの場となるグループホームについては、今後も高まる利用ニーズや障害のある人の重度化・高齢化への対応が課題です。

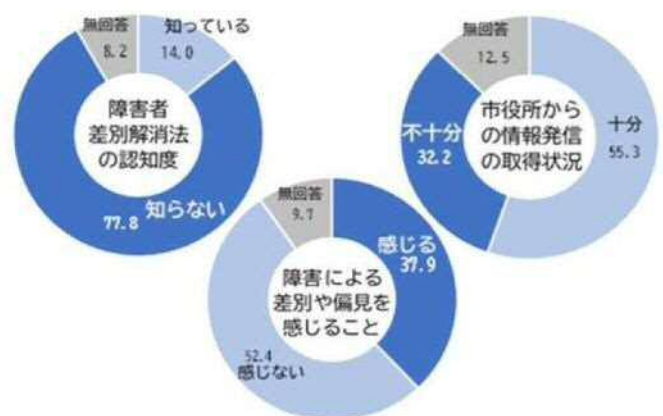
◆ 支援体制ネットワークの充実

障害のある人やその家族、地域で支援に携わる人たちが参画する会議等では、さまざまな障害や多様なニーズに対応していくため、地域生活支援拠点のさらなる機能充実を求める声が多くなっています。

◆ 情報支援の充実と権利擁護

本市では、「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」や「尼崎市手話言語条例」を制定し、差別の解消等に向けた取組を進めています。一方で、障害のある人を対象としたアンケート結果では、依然として、「障害者差別解消法(合理的配慮の提供等)」の認知度が低く、また、市役所からの情報を十分に取得できていない状況等があることからその対策が課題です。

障害のある人を対象としたアンケート



【主な関連計画】

■ 分野別マスタープラン等

尼崎市障害者計画 (令和3年～令和8年)

尼崎市障害福祉計画

■ 他施策で関係する主な分野別計画

- 【人権尊重・多文化共生】人権文化いきづまづくり計画・男女共同参画計画
- 【学校教育】教育振興基本計画
- 【地域福祉・生活支援】地域福祉計画
- 【子ども・子育て支援】次世代育成支援対策推進行動計画、子ども・子育て支援事業計画
- 【高齢者支援】高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき
- 【高齢者支援】高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 【消防・防災】地域防災計画 【都市機能・住環境】住まいと暮らしのための計画

3 施策の展開方向

(1) 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり

- ① 障害につながる病気等の早期発見や予防など健康づくりへの支援
- ② 必要なサービスの提供や質の向上、相談支援の充実など自立した生活への支援

(2) 生きがいをもって自分らしく暮らすことができる環境づくり

- ① 障害のある子どもへの発達相談や療育・訓練など育ちや学びへの支援
- ② 一人ひとりの適性に応じて能力を発揮できる多様な就労への支援
- ③ 必要な住まいの確保や外出の支援など地域で暮らすための支援
- ④ さまざまな催しの情報発信や参加機会の確保など地域交流や活動への支援

(3) ともに支えあい、安心して暮らすことができる環境づくり

- ① 障害特性に配慮した避難支援や情報伝達など安心して暮らしへの支援
- ② 障害を理由とした差別の解消や虐待の防止など権利擁護に向けた支援
- ③ 障害特性に応じた意思疎通や必要な配慮など情報取得・伝達への支援

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合

現状値(令和3年)

39.7%

(令和2年度実績)

目標値(令和9年)

50.4%

II 市内のグループホームの定員数

現状値(令和3年)

497人

(令和2年度実績)

目標値(令和9年)

700人

8. 計画の推進

ありたいまちの実現に向けて計画を着実に推進していくためには、社会情勢や市民意識等を踏まえつつ、その方向性や進捗を的確に把握し、状況に応じた事業を展開していく必要があります。

本市では、決算評価である施策評価を起点とし、その結果を踏まえ主要事業の立案、予算編成につなげ、事務事業を実施するという「単年度 PDCA」と、まちづくり基本計画期間を1サイクルとする「計画期間 PDCA」の2つのPDCAサイクルにより、絶えず振り返りを行いながらまちづくりを進めています。

(1) 施策評価を中心とする単年度 PDCA

単年度 PDCA の中心となる「施策評価」では、市民意識調査結果や分野別マスタープランを所掌する附属機関の評価などを踏まえつつ、まちづくり基本計画を構成する施策ごとの評価だけでなく計画全体の総合的な評価を実施しており、また、その1年間のまちづくりをわかりやすく市民のみなさんと共有するため、「まちの通信簿」を作成しています。

この評価結果は、市議会における決算審査の資料として活用され、市議会はその施策評価結果を踏まえ、次年度予算に対して提言を行い、予算審査においてその反映状況について確認を行います。このように、単年度 PDCA は内部評価と外部評価を組み合わせた仕組みです。

(2) 計画期間を通じての PDCA

まちづくり基本計画の計画期間を通じた中長期的な PDCA サイクルである計画期間 PDCA は、単年度 PDCA で生じる成果と課題などを尼崎市総合計画審議会に報告し、サイクルの進め方自体の意見聴取、次期計画に反映させるべき論点を整理し、次期計画に反映させる仕組みです。

《2つのPDCA サイクル》

